



(地 I 46)

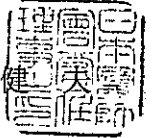
平成 21 年 5 月 28 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田



## 「特区、地域再生、規制改革集中受付」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、政府では、例年どおり構造改革特区の提案や全国規模の規制改革の要望等に関する提案募集を6月1日より6月30日まで行う予定です。

今回も、貴会管下の地方公共団体、各種団体・企業、個人等より多くの医療に関する提案がなされることが予想されます。

構造改革特別区域法は制定・施行以来数年が経過しておりますが、例えば、前回提案募集ではナースプラクティショナーに関する提案が出されるなど、予断を許しません。また、緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加、医療法人による日中一時支援預かり事業や救急救命士によるアナフィラキシーショック患者へのエピネフリン注射器の使用など実現した提案もみられます。

さらに今回の募集においては、平成21年度に評価を予定している規制の特例措置（会社による病院開設事業）に関する拡充提案・関連提案についても募集しております。

貴会におかれましては、これまでと同様、管下の動向に注視いただくとともに、医療に関する提案には早期の対応をしていただきますようお願い申し上げます。

また、全国の医師会が情報を共有し、もって、経済活性化目的の医療の規制改革に対処するため、本会への情報提供につきご協力を賜りますようお願いいたします。

ご参考までに、「構造改革特区の第1-4次提案等に対する政府の対応方針」を同封いたします。また、これまでの提案募集に関する情報は、構造改革特別区域推進本部ホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/teianbosyu.html>）に掲載されておりますことを申し添えます。



平成21年4月28日

## 「特区、地域再生、規制改革集中受付」について

内閣官房地域活性化統合事務局  
内閣府 構造改革特区担当室  
地域再生事業推進室  
規制改革推進室

### 1. 趣旨

政府では、本年6月1日から6月30日までの間、特区における規制の特例措置の提案、地域再生に関する支援措置の提案、及び全国で実施すべき規制改革の要望を同時に受け付けます。

つきましては、下記をご参照のうえ奮ってご提案をくださいますようお願いいたします。

(1) [募集要項\[PDF\]](#)

(2) [共通記入様式\[EXCEL\]](#)

(3) 記入例

1) [構造改革特区及び地域再生に関する提案\[PDF\]](#)

2) [地域再生に関する提案\(予算編成に関連するもの\)\[PDF\]](#)

3) [全国規模の規制改革に関する要望\[PDF\]](#)

### 2. 連絡先

各制度についてご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

● 構造改革特区担当室・地域再生事業推進室

( 稲村 ・ 中村 03-3539-2229 )

( 吉田 03-3539-2195 )

○ 規制改革推進室

( 川野 03-5501-2815 )

( 小 椋 03-5501-2830 )  
( 上 村 03-5501-2805 )

※募集全般に関するお問い合わせにつきましては、構造改革特区担当室・地域再生事業推進室までご連絡ください。

※構造改革特区、地域再生、及び規制改革の各制度の内容につきましては、下記ホームページをご参照ください。

- 構造改革特区について  
構造改革特別区域推進本部  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>
- 地域再生について  
地域再生本部  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html>
- 全国規模の規制改革について  
規制改革会議  
<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/index.html>

## 「特区、地域再生、規制改革集中受付」募集要項

内閣官房 地域活性化統合事務局  
内閣府 規制改革推進室

政府では、国の制度改革等に関する提案(要望)を本年6月に募集いたします。(特区、地域再生、規制改革に係るもの)

### 1. 趣旨

政府では、国の制度改革等(規制改革や地域の活性化)に関する提案(要望)を一元的に、集中して募集いたします。

### 2. 提案(要望)の主体

地方公共団体はもとより、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも国に直接、提案(要望)を提出いただけます。(民間企業、各種団体、個人等が提案を提出するにあたっては、地方公共団体等を経由する必要はありません。)なお、提案(要望)の主体名は非公表とすることもできます。

### 3. 募集期間

平成21年6月1日(月)から6月30日(火)正午まで  
(詳細については、**11. 募集締切** をご参照下さい。)

### 4. 提出先

内閣官房 地域活性化統合事務局内 提案(要望)募集担当  
<住所> 〒100-0014  
東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階  
<電話> 03-3539-2229  
<メール> toc@cas.go.jp

## 5. 提案（要望）の取扱い

### (1) 関係省庁との調整

いただいた提案（要望）については、取扱いを希望される制度別に次の方法により、それぞれ関係省庁と調整を行います。

また、関係省庁との調整過程は、ホームページ上で公開されます。

(注1) 提案（要望）の内容によっては、ご希望と異なる制度での取扱いとなる場合があります。

(注2) どの制度に応募すべきか不明な場合には、地域活性化統合事務局で提案（要望）内容を確認後、適切な制度を選定いたします。

提案（要望）の内容	調整方法	調整過程の公開
特区、地域再生	地域活性化統合事務局が関係省庁と調整	構造改革特別区域推進本部ホームページ又は地域再生本部ホームページ <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/</a> <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikisaisei/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikisaisei/</a>
特区、地域再生又は全国規模の規制改革 (いずれでも可のもの)		
全国規模の規制改革	規制改革推進室が関係省庁と調整 必要に応じて規制改革会議で審議	規制改革会議ホームページ <a href="http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/">http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/</a>

### (2) 結論

関係省庁との調整後、それぞれ次の時期に一定の結論を出すことを予定しています。

提案（要望）の内容	結論の出る予定時期等
特区、地域再生	平成21年9月頃を目標
特区、地域再生又は全国規模の規制改革 (いずれでも可のもの)	予算編成に関連する提案については、平成22年2月頃を目標
全国規模の規制改革	平成21年10月頃を目標

## 6. 募集する提案（要望）の概要

### (1) 特区及び地域再生に関する提案

構造改革特区とは、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域(特区)を設けて、規制改革や地域活性化を推進するものです。この制度に関して、具体的な規制の特例措置の提案を募集いたします。

また、地域再生とは、地域が行う自主的・自立的な地域再生の取組を、国が創る各種支援施策により支援するものです。今回は、この支援措置に関する提案についても、募集いたします。

(備考)

イ. 1つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっていることから、複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として受け付け、関係省庁を一堂に集めた協議等により、プロジェクト全体の実現を目指します（9. 提案（要望）書の記載方法 参照）。

ロ. 必要に応じて、評価・調査委員会で提案の実現に向けた調査審議が行われ、場合により関係省庁も参加する審議の場で、提案者が意見を述べるすることができます。

#### ◆ 特区の拡充提案・関連提案

今回の募集においては、平成21年度に評価を予定している規制の特例措置（10頁の別紙「平成21年度に評価を予定する規制の特例措置一覧」を参照。）に関する拡充提案・関連提案についても募集いたします。

なお、拡充提案・関連提案については、5.（1）の関係省庁との調整結果の全てを評価・調査委員会に報告し、同委員会が評価の一環として、必要に応じ更に検討を行います。

(備考)

○【拡充提案】

規制の特例措置の要件や手続が過剰なために、やりたい事業等に活用できない、又は活用しづらい。



『要件や手続を緩和（変更）して欲しい。』といった提案を募集します。

○【関連提案】

規制の特例措置に関連する別の規制等が妨げとなって事業等に活用できない、又は活用しづらい。



『関連する別の規制等を改革して欲しい。』といった提案を募集します。

(注) 平成21年度の評価対象とならない規制の特例措置に関する拡充提案・関連提案は、通常の提案募集の枠内でご提案いただけます。

#### (2) 全国規模の規制改革に関する要望

要望に基づいた規制改革を行うことで経済の活性化に資するべく、地域を限定しない全国規模での規制改革の要望を募集するものです。

<要望の例>

- ・法令や通知・通達などの規定に基づく規制の見直し
- ・法令上の問題でなくとも、運用が規制的で問題があるもの
- ・地域ごとに異なる規制の見直し（ex. 届出様式、提出方法等） など

(注) (1)と(2)のどちらでもよい(どちらか不明)という提案(要望)についても受け付けます。

※ 提案(要望)書の様式については **9. 提案(要望)書の記載方法** をご参照下さい。

### 【各制度の概要】

各制度の内容については、それぞれ次のホームページをご参照下さい。また、各制度について、ご不明な点等ございましたら、**12. 連絡先** まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

○ 特区について

構造改革特別区域推進本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>

構造改革特別区域推進本部

検索 

○ 地域再生について

地域再生本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/>

地域再生本部

検索 

○ 全国規模の規制改革について

規制改革会議

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

規制改革会議

検索 

### 7. 提案(要望)書記載にあたっての留意事項

提案(要望)書の記載にあたっての留意事項は、次のとおりです。

#### (1) 共通の留意事項

① 提案(要望)のニーズ、内容・背景、効果等をできる限り具体的に記載すると、実現の可能性を高める上で効果的です。

イ. 規制改革により、どの様な事業が可能となるのか、逆に、現在の規制によってどの様な事業ができないのか、具体的なニーズに基づいて記載すると効果的です。

ロ. どの様な規制改革が必要なのか、単に規制を廃止するというだけではなく、どの様な規制に変えればよいのか等を検討して下さい。

ハ. 規制改革の実現により期待される効果を記載して下さい。

② 過去に提案(要望)されたものと同様の提案(要望)を再度行う際には、実現の可能性を高めるためにも、これまで関係省庁から示された回答や関連の委員会等での議論を踏まえた内容の提案(要望)をお寄せ下さい。

イ. 再提案(要望)の際には、関係省庁からの反論や懸念事項に対する具体的な解決方法等を明らかにすると、より効果的です。

ロ. 過去の募集において実現できなかった事項であっても、過去の提案(要望)とは異なる視点からのアプローチにより、当初の目的の達成が可能となる場合もありますので、様々な視点からご検討下さい。

過去の募集における関係省庁の回答等は、**6. 募集する提案(要望)の概要**の【各制度の概要】に記載のホームページでご覧になることができます。

また、類似する過去の提案(要望)についての関係省庁とのやりとりについてご覧になりたい場合には、**12. 連絡先**にご相談下さい。

③ 関係省庁等への苦情は、募集の対象となりませんので、ご了承願います。

## (2) 規制改革や地域の活性化に関する提案(要望)についての留意事項

① 特区及び地域再生に関する提案(下記②を除く)、全国規模の規制改革要望

イ. 単に税財源措置の優遇を求めるものは、対象となりません。

ロ. 規制の特例を設け、又は規制を緩和することにより、想定される弊害がある場合は、その弊害に対する予防措置(代替措置)も併せて提案いただくことが効果的です。

予防措置(代替措置)の例

【例1】規制を緩和した場合に考えられる××の弊害については、当市において〇〇を行うことにより弊害の発生を予防することが可能と考えられます。

【例2】特区内における「どぶろく」の小規模製造を可能にした場合において、①農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料とすることにより製造コストが抑えられること、②特区内で酒税法違反が起きないよう地方公共団体が制度内容の広報等を積極的に行うことにより、酒税を適正かつ確実に回収することができます。(実際、このように代替措置があったことにより「どぶろく特区」が実現しました。)

ハ. 提案(要望)提出後に行う関係省庁との調整の過程では、関係省庁から出された回答について、ご意見を提出していただく機会を設けることとなっております。

その際には、関係省庁からの回答への反論や懸念事項の具体的な解決方法等ができる限りご提示下さい。

ニ. 規制の所在が明確ではない場合には、提案(要望)の実現の可能性を高めるためにも、できるだけ事前に **12. 連絡先** にご相談下さい。

② 地域再生に関する提案(予算編成に関連するもの)

イ. 個々の予算措置の拡充のみを求めるもの(特定の国庫補助金に係る採択基準の緩和や対象の拡大)は、提案の対象とはなりません。

ただし、個々の予算措置について、不合理に対象を限定しているような場合について、イコールフットイング(公正競争・公平競争)の観点から、その限定の是正を提案する場合には提案の対象になります。

ロ. 複数の補助金の統合化の提案をする場合は、統合化が必要なテーマが明確になる様に記載し、対象となる補助事業の名称について明記して下さい。



## 8. 提案（要望）に際しての注意事項

### (1) 特区及び地域再生に関する提案

- ① 提案にあたっては、実現の可能性を高めるためにも、積極的に次の相談会等をご活用下さい。

#### イ. 全国各地で開催される「あじさいキャラバン」への参加

提案募集に先立ち、担当職員が各地に出向き、各制度の内容や提案方法等の説明を行うとともに、具体的な提案に係る個別相談会を行います。次のホームページをご参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/090413bosyu.html>

#### ロ. 各都道府県に配置された特区制度の実務レベルの専門家である「特区エキスパート」や地域再生制度について普及・啓発を行う「地域再生伝道師」への相談

「特区エキスパート」については、次のホームページをご参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/0504.pdf>

「地域再生伝道師」については、次のホームページをご参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/osirase/050509/050509dendousi.pdf>

#### ハ. 地域活性化統合事務局への事前の相談

地域活性化統合事務局への相談には、**1 2. 連絡先** の電話又はメールをご利用下さい。メール相談については、相談内容を【 toc@cas. go. jp 】まで送付して下さい。

※ 半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないで下さい。

### 二. 出前コンサルタントの派遣

制度の勉強会や提案の検討会等、ご要望に応じて担当者を講師やコンサルタントとして派遣しています。上記への電話又はメール相談を利用してお問い合わせ下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/others/031003dema.html>

#### ホ. 地域活性化応援隊派遣相談会における個別相談等

国等の職員や民間の専門家が各地に出向き、ノウハウを活用して地域の取組を後押しする「地域活性化応援隊派遣相談会」については、次のホームページをご参照下さい。

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/active\\_supporter.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/active_supporter.html)

### ② 認定申請と提案募集の違いについて

イ. 今回の提案募集は、特区における規制の特例措置の追加及び地域再生における支援措置の追加等の新たなアイデアを募集するものです。既存の特区の規制の特例措置や地域再生制度に基づく支援措置を活用する場合の構造改革特別区域計画や地域再生計画の「認定申請」とは異なりますので、ご注意下さい。

ロ. 今回の募集において、提案を行ったか否かによって、構造改革特別区域計画や地域再生計画の認定にあたって、有利又は不利に扱われることはありません。

### (2) 全国規模の規制改革に関する要望

要望についての実現の可能性を高めるために、「あじさいキャラバン」での個別相談や規制改革推進室への相談などをご活用下さい。

## 9. 提案(要望)書の記載方法

提案(要望)書の様式は共通です(別紙:共通様式)。なお、具体的な記載方法については、それぞれ次の記載例(別添)をご参照下さい。

### (1) 特区又は地域再生に関する提案(下記(2)を除く) : (別添)記載例1-1

(注1) 複数の規制の特例措置を組み合わせて講じることを求める「プロジェクト型提案」については、様式の「プロジェクト名」欄についても記載して下さい。

(注2) 特区の拡充提案・関連提案については、様式の「拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称」欄を10頁の別紙「平成21年度に評価を予定する規制の特例措置一覧」を参照の上、記載して下さい。

### (2) 地域再生に関する提案(予算編成に関連するもの) : (別添)記載例1-2

### (3) 全国規模の規制改革に関する要望 : (別添)記載例2

### ※ (1) と (3) のどちらでもよい(どちらか不明)の場合 : (別添)記載例1-1

(注) 提案様式の「実現希望区分」欄については、「C. 特区、地域再生又は全国」を選択して下さい。それ以外の欄の記載については、(1) 特区又は地域再生に関する提案と同じです。

## 10. 提案(要望)書の提出方法

郵送等による配達、持参又は電子メールにより提出して下さい。

### (1) 郵送等による配達又は持参の場合

#### ①提案(要望)書2部及び②電子媒体1式を提出

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「提案(要望)書在中」と朱書きして下さい。

#### ① 提案(要望)書 2部

##### 【留意事項】

イ. 提案(要望)書は、片面印刷にして下さい(両面印刷は避けて下さい。)

ロ. 全ての書類(提案(要望)書、参考資料)はダブルクリップで綴じて下さい(ホチキスや外れやすいクリップは避けて下さい。)

ハ. オリジナルの原稿が A4 サイズではない参考資料は、必ず A4 サイズに縮小(拡大)したものを添付して下さい。

ニ. カラー原稿でなければ表現することができない内容である等、特別な事情がない限り、原稿は白黒で作成して下さい。

ホ. 提案(要望)書、参考資料の順番にクリップ留めして下さい。

## ② 提案(要望)書<電子データ>を保存した電子媒体(FD、MO 又は CD-R) 1 式

### 【留意事項】

イ. 電子媒体には、次の様にラベルを付して下さい。

「提案(要望)主体名 提案(要望)名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)

なお、「提案(要望)主体名」について、複数の主体による共同提案(要望)の場合は、連絡先として、提案(要望)様式に記載されている者又は団体の名称を記載し、提案(要望)主体が個人の場合は「個人」と記載して下さい。

また、「提案(要望)名」には、提案(要望)様式の「要望事項(事項名)」を記載して下さい。

※1. 提案(要望)については、同一提案(要望)主体から提出できる電子媒体及び電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案(要望)主体から複数の電子媒体又は複数の電子ファイルを提出することはできません。

※2. 同一提案(要望)主体が複数の提案(要望)を行う場合は、必ず全ての提案を同一ファイル内の同一シートにまとめて記載して下さい。

ロ. 電子媒体に保存する提案(要望)書の電子データのファイル名は、次の様に付して下さい。

「提案(要望)主体名 提案(要望)名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)

「提案(要望)主体名」、「提案(要望)名」は、イと同様に記載して下さい。

ハ. 参考資料は、電子データ化した上で電子媒体に保存して下さい。

## (2) 電子メールの場合 (データ容量が2Mバイト未満の場合に限ります。)

### 提案(要望)書<電子データ>一式を添付して提出

※ 提案(要望)書及び参考資料の全てのファイルを添付して【[toc@cas.go.jp](mailto:toc@cas.go.jp)】まで送付して下さい。

また、当方より到着した旨のご連絡はしておりませんので、送付後に念のため、地域活性化統合事務局(TEL 03-3539-2229)に確認のご連絡をいただければ幸いです。

### 【留意事項】

イ. 電子メールのタイトル(件名)は、「提案(要望)書送付 提案(要望)主体名」と記載して下さい。(例:提案書送付 〇〇町)

「提案(要望)主体名」について、複数の主体による共同提案(要望)の場合は、連絡先として提案(要望)様式に記載されている者又は団体の名称を記載し、提案(要望)主体が個人の場合は「個人」と記載して下さい。

ロ. 提案(要望)書の電子データのファイル名は、次の様に付して下さい。

「提案(要望)主体名 提案(要望)名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)

「提案(要望)主体名」は、イと同様に記載して下さい。また、「提案(要望)名」には、提案(要望)様式の「要望事項(事項名)」を記載して下さい。

※1. 提案(要望)については、同一提案(要望)主体から提出できる電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案(要望)主体から複数の電子ファイルを提出することはできません。

※2. 同一提案(要望)主体が複数の提案(要望)を行う場合は、必ず全ての提案を同一ファイル内の同一シートにまとめて記載して下さい。

ハ. 参考資料は、電子データ化した上で、提案(要望)書と併せて送信して下さい。

ニ. 添付ファイルの合計容量は2Mバイト未満になるようにして下さい(システム上、2Mバイト以上のメールについては受け付けられないことがありますので、ご注意下さい。)

## 1 1. 募集締切

平成21年6月30日(火)正午までに必着。ただし、下記事項にご留意下さい。

### (1) 持参の場合

3. 募集期間の平日の10:00～17:00までの間に、4. 提出先にお越し下さい。

なお、最終日(6月30日(火))は正午までの受付となりますのでご注意下さい。

### (2) 郵送等による配達の場合

6月30日(火)正午までに必着として下さい。

### (3) 電子メールの場合

6月30日(火)正午までに必着として下さい。

※ 期限に遅れて到着した提案(要望)書や配達事故や通信事故により未着・遅着となった提案(要望)書については、受け付けられませんのでご注意下さい。

※ 期限までに提案(要望)書の不備が修正されなかった場合は、本募集において受け付けることができませんので、あらかじめご了承下さい。なお、受付期間間際のご提出は、提案(要望)書の不備の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めにご提出いただきますようお願いいたします。

※ 提案(要望)内容の詳細等を確認する際に必要となりますので、提案(要望)書に連絡先等を必ず記載して下さい。

## 1 2. 連絡先

ご不明な点がございましたら、該当する下記連絡先までお問い合わせ下さい。なお、募集全般に関するお問い合わせにつきましては、地域活性化統合事務局までご連絡下さい。

◎ 募集全般に関すること、特区及び地域再生に関すること。

【地域活性化統合事務局】

稲村・中村 03-3539-2229、吉田(秀) 03-3539-2195

吉田(勇) 03-3539-2293

○ 全国規模の規制改革に関すること。

【規制改革推進室】

川野 03-5501-2815、小椋 03-5501-2830、上村 03-5501-2805

## 平成21年度に評価を予定する規制の特例措置一覧

事業番号	特例事項名
413	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
506	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
816	学校設置会社による学校設置事業
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
829	空地に係る要件の弾力化による大学設置事業
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
910	病院等開設会社による病院等開設事業
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
1205 (1214)	重量物輸送効率化事業
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

## 構造改革特区の第14次提案等に対する政府の対応方針

平成21年2月27日  
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成20年10月14日から11月13日までの間、構造改革特区に係る第14次提案の募集を実施した。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。平成20年6月6日最終変更。以下「基本方針」という。）において、「定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行うものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの構造改革特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

### 1. 全国において実施する規制改革事項

構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表1のとおりである。

#### 〔今後の対応方針〕

別表1に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について規制改革会議が適切に監視していくものとする。

### 2. 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等は、別表2のとおりである。この別表2には、これまでの構造改革特別区域推進本部決定により、規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等として措置区分されていたもののうち、実施時期が到来してもなお検討を継続することとなったものについても、実施時期を改めて設定した上で併せて記載している。

なお、別表2に掲げられた規制改革事項等について規制所管省庁が検討した結果、新たに構造改革特区において規制の特例措置を講じることとなる規制改革事項、又は構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなる規制改革事項等については、改めて対応方針として定めるも

のとする。

#### 〔今後の対応方針〕

別表2に掲げられた規制改革事項等については、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うものとし、提案の趣旨を損なわないよう、内閣官房が適切に監視していくものとする。

### 3. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
106 1274	緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加	道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第75条第3号、第153条第3号及び第231条第3号	在宅ホスピスにおける医師の緊急往診に使用する自動車に緊急自動車の指定対象として追加するとともに、その自動車については緊急自動車の要件のうち車体の塗色について白色に限らないこととする。 【平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成21年4月1日	警察庁 国土交通省
997	医療機器開発の円滑化	薬事法(昭和35年法律第145号)	臨床研究段階における薬事法の適用範囲の明確化を図るためのガイドラインを作成し、関係者に十分な周知を行う。	平成21年度中	厚生労働省
998	医薬品・医薬部外品の製造販売承認事務の地方委任品目の拡大	薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第80条第2項 「都道府県知事の承認に係る医薬部外品」(平成6年厚生省告示第194号) 「新指定医薬部外品の製造(輸入)承認基準等について」(平成11年3月12日付医薬発第283号厚生省医薬安全局長通知) 「薬事法施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等」(昭和45年厚生省告示第336号)	平成11年3月に医薬部外品に新たに指定したものと及び「薬事法施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等」(昭和45年厚生省告示第336号)に規定されている漢方製剤の製造販売承認事務の地方委任について平成21年度中に関係告示及び通知等の整備を行う。	平成21年度中	厚生労働省



番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
999	医療法人による日中一時支援事業の実施	医療法(昭和23年法律第205号)第42条第7号 「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知)	医療法人が日中一時支援事業を実施できるよう、「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知)を改正する(平成21年1月27日から2月25日までパブリックコメント手続を行ったところ)。	平成21年4月1日	厚生労働省
9-100	救急救命士によるアナフィラキシーショック患者へのエピネフリン注射器の使用	救急救命士法(平成3年法律第36号)第43条第1項 「救急救命処置の範囲等について」(平成4年3月13日付指発第17号厚生省健康政策局指導課長通知)	救急救命士がアナフィラキシーショック患者へエピネフリン注射器を使用できるよう、「救急救命処置の範囲等について」(平成4年3月13日付指発第17号厚生省健康政策局指導課長通知)を改正する(平成21年1月26日から2月24日までパブリックコメント手続を行ったところ)。 【平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成20年度中	厚生労働省
1275	ヘリコプター場外離着陸許可期間の延長	航空法(昭和27年法律第231号)第79条 場外離着陸許可の事務処理基準(昭和42年3月13日空総第130号)	災害時のみに使用するヘリコプターの場外離着陸場について、安全が確保されることを前提に、最長で3ヶ月となっている現行の許可期間を見直し、最長で1年とすることとする。 【平成20年3月7日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成20年度中	国土交通省
1276	ペレットストーブの設置基準の緩和	建築基準法(昭和25年法律第201号)第35条の2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第128条の4第4項、第129条第1項第2号、第129条第6項	ストーブから天井・壁までの間の一定の範囲に不燃性を求めることにより、それ以外の部分には木材等による仕上げを行うことを許容する方法については、平成20年に募集したパブリックコメントを踏まえて新たに告示を制定し、平成21年度から施行する。	平成21年4月1日	国土交通省

別表2 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
908	都道府県職業能力開発校の弾力的運営について	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条、第15条の6、第16条	「雇用・能力開発機構の廃止について(平成20年12月24日閣議決定)」を受けた見直しにおいて国と都道府県との適切な役割分担を図る中で、都道府県職業能力開発校の管理運営の在り方について検討を進め、平成21年度末までに結論を得ることとする。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成20年3月7日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年度中に結論」、平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成20年度中に結論」と改めて設定したもの】	平成21年度中に結論	厚生労働省
914	保育所入所要件の見直し	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項、第39条 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条	平成20年12月16日の社会保障審議会少子化対策特別部会において、第1次報告(案)を提示しており、保育の必要性の判断に関しては、専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障する方向で検討、また、人口減少地域の実情に応じた保育所の機能のあり方について、さらに検討すること等が盛り込まれているところ。 本報告書案については、平成21年の早い時期に、保育事業者等で構成する検討会での議論を経た上で、同部会でのとりまとめを目指す方向となっている。 【平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成20年度中に結論」とされていたもの】	平成21年度中に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
917	輸出入医薬品等の証明書発給に係る確認調査の実施主体の拡大	「輸出入医薬品等の証明書発給について」(平成6年4月26日付薬発第418号厚生省薬務局長通知)	医薬品の製造販売業者等が、輸出入医薬品等に係る証明書の発給を申請するに当たり、確認調査の実施主体を拡大し、当該製造販売業者等の所在する都道府県において実施することについて、全国的に滞りなく実施できるような方策につき検討し、平成21年度末までに結論を得る。	平成21年度中に結論	厚生労働省
918	医薬品に係る国内製造所を変更する場合の一部変更承認申請等審査権限の一部移管	薬事法(昭和35年法律第145号)第14条の2、第81条 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第80条 「改正薬事法に基づく医薬品等の製造販売承認申請書の記載事項に関する指針について」(平成17年2月10日付薬食審査発0210001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)	医薬品(薬事法第14条第6項の調査が都道府県に委任されているものに限る。)に係る国内製造所の追加又は削除のみを内容とする承認事項一部変更申請に関する審査については、都道府県への権限の委譲につき検討し、平成21年度末までに結論を得る。	平成21年度中に結論	厚生労働省
1212	乗合タクシーの実証運行実施時における乗車定員要件の緩和	道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号、第21条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の2	平成18年10月の道路運送法改正により、それまで一般貸切旅客自動車運送事業者に限られていた法第21条の乗合旅客の運送について、一般乗用旅客自動車運送事業でも行うことができるとしたが、同改正により、一般貸切旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業について、事業の実態や利用者ニーズ等を考慮し、乗車定員で事業区分を整理したところである。法第21条による乗合運送については、法的問題点を整理した上で平成20年度中に結論を得ることとする。	平成20年度中に結論	国土交通省